

イスラーム文明圏の諸国は、イスラーム法を 憲法上どう位置付けているのか

—— 近代憲法とシャリーアの関係に関する一試論 ——

岩 隈 道 洋

1、日本のイスラーム法に関する先行研究の傾向と公法学

わが国におけるシャリーア (شريعة Shari'a: イスラーム法) に関する研究は、法学とは異なる学問分野において深化してきた。中東を中心とするイスラーム文化圏の歴史学、文化人類学、宗教学あるいはイスラーム学、そして地域研究において、それらの成果は提示されてきている。

歴史学的アプローチにおいては、政治史、社会史上の歴史的事実の確定の根拠としてイスラーム法史料が研究されてきた¹⁾。文化人類学的アプローチにおいては、参与観察の手法を用い、村落社会や都市社会の生活実態を解明する中で、そのような社会の生ける法が発見され、調査対象の社会の重要な構成要素としての法にイスラーム法の影響が見出されてきた²⁾。イスラーム学・宗教学的アプローチにおいては、イスラームの教義のコア要素としての

-
- 1) 嶋田襄平『イスラームの国家と社会』岩波書店 (1977)、堀井聡江『イスラーム法通史』山川出版社 (2004)
 - 2) 宮本勝『ハヌノオ・マンヤン族：フィリピン山地民の社会・宗教・法』第一書房 (1986)、片倉もところ『イスラームの日常世界』岩波書店 (1991)、清水芳見『アラブ・ムスリムの日常生活：ヨルダン村落滞在記』講談社 (1992)、黒田美代子『商人たちの共和国—世界最古のスーク、アレppo』藤原書店 (1995)

法の解明が重要なテーマとして研究されてきた³⁾。中東地域研究のアプローチにおいては、地域の政治・経済アクターの行動要因の解明のために、アクターたちによってしばしば引用されるイスラーム法的な言説の文脈を理解するために、イスラーム法学やその学習者集団の研究が行われてきた⁴⁾。

このような状況下で、法学的なイスラーム法への探求は、無かったわけではないが、我が国の比較法学の対象が、伝統的に日本法の母国である英米独仏の法制度に集中してきた面があるため、研究が活発であったとは言い難い状況がある。そういった数少ない中の業績の中でも、初期のものは、法体系や法学方法論（キヤース・イジュティハード）に関する論考であり、基本的な法システムや、学としての法学の仕組みなど、我が国の法制度と根本的に異なる法的思考や法的仕組みの全体像を俯瞰するために書かれたものである⁵⁾。

一方で、実定法として機能するイスラーム法の現況の調査研究は、日本における比較法学的な研究成果の全体の中で占めるウェイトは依然として少ない。それでも、近年重要な研究が発表されている。しかし、私法的題材が多く⁶⁾、公法的な観点の研究は少ない⁷⁾。

本稿では、各国が憲法上、その国の法として、学説法たるイスラーム法をどのようにして近代国家の法として実定化しているのか、あるいはしていな

-
- 3) 保坂俊司『イスラームとの対話』成文堂（2000）、塩尻和子『イスラームの倫理：アブドゥル・ジャッバール研究』未來社（2001）、四戸潤弥『イスラーム世界とつきあう法』東洋経済新報社（2001）、中田考『イスラーム法の存立構造：ハンバリー派フィクフ神事編』ナカニシヤ出版（2003）、黒田壽郎『イスラームの構造：タウヒード・シャリーア・ウンマ』書肆心水（2004）、中田考『イスラーム法とは何か』作品社（2015）
 - 4) 小杉泰『現代中東とイスラーム政治』昭和堂（1994）、水谷周『現代アラブ混迷史』平凡社（2013）、酒井啓子『中東政治学』有斐閣（2015）、池内恵『イスラーム世界の論じ方（増補新版）』中央公論新社（2016）
 - 5) 遠峰四郎『イスラーム法』慶応通信（1976）、木場公男『イスラーム法学』中央大学出版部（1978）、真田芳憲『イスラーム法の精神』中央大学出版部（2000）

イスラーム文明圏の諸国は、イスラーム法を憲法上どう位置付けているのか
いのかを、類型論的に明らかにすることによって、公法学的な側面の、現代
イスラーム法の姿を明らかにしたい。

2、イスラーム法の解釈と適用

伝統的なイスラーム法の解釈や適用の手法を概観しておくことは、それぞ
れの国において、近代的な法制度上、異質なイスラーム法をどのように扱っ
ているかを理解する前提として必要な準備であろう。以下、スンナ派イス
ラーム法を例として、その要点を記す。

まず、法源⁶⁾ (أصول الفقه Usul al-fiqh)としては、

第一法源 クルアーン (قرآن Qur'an : 預言者ムハンマドに神から下
された聖典)

第二法源 スンナ (النبوية السنة Sunnah : 預言者ムハンマドの
言行)

第三法源 イジュマア (إجماع Ijmā'a : 法学者のコンセンサス)

第四法源 キヤース (قياس Qiyās : 論理解釈)

-
- 6) 塙陽子『イスラーム家族法—研究と資料』信山社 (1999)、眞田芳憲、松村明『イス
ラーム身分関係法』中央大学出版部 (2000)、柳橋博之『イスラーム家族法』創文
社 (2001) 両角吉晃『イスラーム法における信用と「利息」禁止』羽鳥書店
(2011)、柳橋博之『イスラーム財産法』東京大学出版会 (2012)、田中民之『中東
諸国の法律事情とUAEの民法典』経済産業調査会 (2013)、西村あさひ法律事務
所編『イスラーム圏ビジネスの法と実務』経済産業調査会 (2014)
- 7) 中東地域研究者と憲法学者の共同研究の成果である、内藤・阪口『神の法vs.人の
法 スカーフ論争からみる西欧とイスラームの断層』日本評論 (2007) は、フラン
スやトルコにおける公的な場でのスカーフ (イスラーム法上のヒジャーブ) 着用
を巡る政治的、社会的、公法的な問題を研究したものである。孝忠・高見澤・堀
井編『現代のイスラーム法』成文堂 (2016) は、私法的な素材も取り上げられて
いるが、法制史や法源論を通じて現代のいくつかのイスラーム国家において、現
代的な法制度としてイスラーム法を活用しようとする営みについて論じている。

を挙げることができる。スンナ派のイスラーム法は、クルアーンとスンナを主たる法源（啓示法源）とし、それらにウラマー（علماء Ulamā：イスラーム学者達）のイジュティハード（اجتهاد Ijtihād：学的努力すなわち法解釈的営為）を施し、論争の上体系化されてきた学説法として発達してきた。

このような、それぞれが膨大なテキスト量を誇る複数の法源を、ウラマーがイジュティハードすることで発達してきたイスラーム法学は、マドラサ（イスラーム学校）における口伝が、ウラマーとなるために重要とされたこともあり、いくつかのマズハブ（学派）に分かれることとなる。代表的なイスラーム法の学派は、次の通りである。

<スンナ派>

- ・ハナフィー派 ：トルコ・エジプト・中央アジア：最も柔軟な解釈を取る。
- ・マーリク派 ：北アフリカ・アラブ首長国連邦：地域の慣習を取り込む。
- ・シャーフィイー派 ：西アフリカ・東南アジア ：啓示法源を学説法源より重視する。
- ・ハンバル派 ：サウジアラビア ：啓示法源以外は極力認めない。

<シーア派>

- ・ジャアファル派 ：イラン（イラク・バハレーン）：アリーと後継イマームのスンナ重視⁹⁾。

8) 法規範に関する議論の出発点のテキスト。近代法では主として法令と判例を指す。
9) イランの国教であるシーア派12イマーム派ジャアファル法学派は、開祖ムハンマドの甥にして女婿であるアリーとその血筋を引く指導者イマームの地位を重視するため、アリーや12代目までの歴代イマームの言行をも、スンナとして重視する。

イスラーム文明圏の諸国は、イスラーム法を憲法上どう位置付けているのか

このような、学説法としての伝統は、現代においてもイスラーム法学に関わる人士（ウラマーやターリブ（イスラーム諸学の学生））は勿論、イスラーム法を国法化している国や、宗教的権威に限定はしているものの公的宗教家を置いている国においては、カーディー（裁判官）やムフティー（イスラーム法を司る最高官職）といった公務員を中心として、根強い支持と愛着があり、しばしば近代的な思想や法解釈、政治経済体制と衝突することもある。

一方で、イスラーム国家において、政治体制の組織化が進行し、また、近代西洋諸国との接触が頻繁に行われるようになり、イスラーム国家の側からイスラーム法の法典化の試みが行われるようになってきた。1876年には、メジェッレ（オスマン帝国民法典）が編纂された。メジェッレは、オスマン帝国の公定法学であったハナフィー派の学説法を、制定法の条文の形にまとめたものである。単なる学説のリステイトメントではなく、実定法として帝国支配地域への適用が行われた。メジェッレの財産法規定は、シャーム地方（現在のシリア・レバノン・パレスチナ・イスラエル）において、20世紀まで正規の民法典として使われていた。また、国制に関しても、1861年には、カヌーヌ＝エサーシー（オスマン帝国憲法典）が制定された。これはいわゆるミドハト憲法と呼ばれる、非西洋国家において最初に制定された、近代的な成文憲法典である。内容的にはオスマン帝国の統治機構たるスルタン＝カリフ制を条文化した憲法典だが、スルタンによって数か月で停止され、復活することなく帝国が滅亡した。

このような経緯もあり、イスラームが教義上理想とするカリフ制に基づくウンマの運営と、その中でウラマーによって自律的に生成される法秩序は、いずれも実現しない時代が、ムスリムにとっての近代となった。このことに対する思想的、宗教的、政治的な運動は、中東地域の国際関係の複雑化も影響を与え、苛烈に展開してきた。しかし、現実の世界の中では、理想上のウンマ、あるいは直前のオスマン帝国がカリフとして治めてきた地域に、多数の国民国家が設立され、それら個々の国ごとに、法制度が作られることにな

る。イスラーム法も、多くの場合、その宗教的理想に反して、国家法の中で、法としての力を発揮することが要請されることになる。

4、各国憲法典によるイスラーム法の取り扱い

本章では、イスラーム文化圏の諸国家が、イスラーム法と憲法の関係をどう捉えているかを、憲法典の統治機構条項（特に立法権）から観察し、大きく分類してみたい。しかし、イスラーム文化圏の諸国家と言っても、人口統計上、イスラーム教徒たる国民比率が30%以上で、全体の1位または2位を占めている国家に限ったとしても、アラブ系20ヶ国¹⁰⁾、トルコ系6ヶ国¹¹⁾、インド=イラン系6ヶ国¹²⁾、マレー系4ヶ国¹³⁾、サブサハラ=アフリカ系20ヶ国¹⁴⁾、ヨーロッパ系2カ国¹⁵⁾を挙げることができる。

また、中国やロシア、インド、タイ、ミャンマー、フィリピン、イスラエ

10) アラブ首長国連邦、アルジェリア民主人民共和国、イエメン共和国、イラク共和国、エジプト=アラブ共和国、オマーン=スルタン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、サハラ=アラブ共和国、シリア=アラブ共和国、スーダン共和国、チュニジア共和国、バハレーン王国、パレスチナ国、モーリタニア=イスラーム共和国、モロッコ王国、ヨルダン=ハシェミット王国、リビア国、レバノン共和国。

11) アゼルバイジャン共和国、ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、トルクメニスタン共和国、トルコ共和国。

12) アフガニスタン=イスラーム共和国、イラン=イスラーム共和国、タジキスタン共和国、パキスタン=イスラーム共和国、バングラデシュ人民共和国、モルディブ共和国。

13) インドネシア共和国、シンガポール共和国、ブルネイ=ダルサラーム国、マレーシア王国。

14) エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニア=ビサウ共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、ソマリア連邦共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ニジェール共和国、ブルキナ=ファソ、ベナン共和国、マリ共和国。

15) アルバニア共和国、ボスニア=ヘルツェゴヴィナ、コソヴォ共和国。

イスラーム文明圏の諸国は、イスラーム法を憲法上どう位置付けているのか
のように、領土内にイスラーム文化圏に包摂される民族を土着の国民として
抱えている国家においても、当該国家における公的な法体系とイスラーム
法との関係が問題となり得る。

イスラーム文化圏の国家であったとしても、国家の存立をイスラームに依
拠している国と、近代国家であることを標榜しつつ多数派国民の固有の文化
に基づいてイスラーム法による国家内法秩序の確保を目指す国家、国家機構
としては政教分離を推進している国家など、イスラームに対する国家のスタ
ンスは多様である。

また、イスラームは本来的に、近代的な国民国家の仕組みとは異なり、世
界を、信者の共同体であるウンマと、異教徒の集団とに区別するだけで、国
民国家のようなウンマを分断するような政治体制は好ましくない、あるいは
イスラーム的ではない、という考え方がある。ウンマは、イスラーム法を正
しく執行できる、ムハンマドの後継者たるハリーフア（カリフ）によって指
導されるべきである、というのが、この考え方に立つ論者の主張でもある¹⁶⁾。
ローマ=カトリック教会における教皇が、地理的な領土とは無関係に世界の
カトリック教徒の指導者たる地位にあり、教会法の施行にも責任を負うとい
う仕組みと、似たイメージで理解すると判りよいかもしれない。しかし、オ
スマン帝国の崩壊以降、現代に至るまで、イスラーム文化圏において（スン
ナ派に限定したとしても）カリフとして認められる指導者が登場していない
現実がある。それは、国民国家によって国境線で切り分けられた地域内にお
ける法秩序の維持の仕組みと、イスラーム法の融合ないし分離を、国家ごと
に決断し、仕組みを設計し、運用しなければならない現実ということもで
きる。

この現実、多数あるイスラーム文化圏の諸国家が、それぞれのやり方で
近代的な国家法とイスラーム法との関係性を決めてゆくことになり、その在
り方は、多様なものとならざるを得ない。一国の中で、国家が排他的に国家

16) 中田考『カリフ制再興』書肆心水（2015）

権力を背景としてその内容を執行する規範が法であり、何がある国における法であるのかを決定する上位の法は憲法であり、その観点から、イスラーム文化圏各国の憲法上、イスラーム法をどのように国家法としているのか、あるいはないのかを、いくつかの国家を例として類型化してみたい。

- A, 古典的なイスラーム法の適用方法を維持している国家
- B, 元首制定法（勅令・大統領令等）を通してイスラーム法の実定化を行っている国家
- C, 議会制定法（法律）を通して、イスラーム法の実定化を行っている国家
- D, 家族法、法人法など限定的な法分野においてイスラーム法の適用を認めている国家
- E, イスラーム文化圏だが、政教分離制を採用している国家

A, 伝統的なイスラーム法の適用方法を維持している国家

サウジアラビア王国においては、憲法典に相当する基本法の第1条において「サウディアラビア王国は、アラブ・イスラムの主権国家であり、その宗教はイスラムであり、その憲法はコーランおよびスンナとする。（略）」と定め、続いて第7条において、「王国の統治理念はコーランとスンナの教えによるものとし、コーランとスンナが基本法ならびに全ての王国の規則を支配するものとする。」¹⁷⁾と定めている。サウジアラビアにおいても、現代的な商事や技術開発、行政の分野においては、伝統的なイスラーム法と抵触しない範囲で、マジリス=アッ=シューラー（国王が召集する立法に関する諮問会議）での議事を経て国王が裁可した法律が、条文の形式で存在する。しかし、それらの法分野でもイスラーム法が規律しているルールと制定法律との

17) Nizām al'asāsī lilhukum almamlakah al'arabīyah alsu'ūdīyah (1992) 邦訳は日本貿易振興機構リヤド事務所編「サウジアラビアの統治基本法」に依った。

イスラーム文明圏の諸国は、イスラーム法を憲法上どう位置付けているのか間に齟齬が発生すれば当然にイスラーム法のルールが優先することになる。また法律が制定されていない刑事法や家族法、財産法の分野においては、法律として条文化することにウラマー層が反対しており、紛争があった場合には伝統的なイスラーム法の法源に依拠して裁判が行われる。現代のイスラーム文化圏においてであっても、サウジアラビアのような伝統的なイスラーム法源を裁判でダイレクトに適用する国家は珍しい。また、国家を自称する勢力である、イラク=シャーム=イスラーム国 (ISIS) やアフガニスタン=イスラーム国 (ターリバン政権) の法執行はこのスタイルを採用している。

B. 元首制定法を通して、イスラーム法の実定化を行っている国家

湾岸協力会議 (GCC) 加盟国のうち、サウジアラビアとバハレーンを除いた、アラブ首長国連邦 (UAE)、オマーン=スルタン国、カタール国、クウェート国は、民刑法の分野においても、その他の法分野においても、元首がマジュリス (立法に関する諮問会議) を通じて法律を制定し、その立法過程や司法過程にウラマーを参与させることでイスラーム法と国家制定法の整合性を保とうとしている。UAEは連邦国家であり、支邦である7首長国の首長 (アミール) と、彼らが互選する連邦大統領 (サドル=ムッタヒダ) と、元首が二重に存在するが、民刑事に関する法の立法権限は各首長国のアミールにあり、UAE内でもイスラーム法規範の適用が鷹揚とされるドバイ首長国と、隣接するがイスラーム法規範の適用が厳格なシャルジャ首長国では、法執行の様子も大きく異なり、しばしば外国人がドバイでは許された軽装でシャルジャに入り、服装に関して罰を受けたという例が報道される。カタールとクウェートの元首は同じくアミールであり、オマーンはスルタンを名乗っている。アミールもスルタンも専制君主であり、イスラーム法の適用を伝統的な方法で行う統治を理想とする立場からは、サウジアラビアのような、専制君主を伝統的イスラーム法によって縛る度合いの高い法制の方を、これら湾岸の4か国よりも高く評価することがある。一方で、民主政治を理想とする立場¹⁸⁾からは、4か国の方がマジュリスにおける臣民の声を聴く範

囲がより広いと評価されることもある。

C, 議会制定法を通して、イスラーム法の実定化を行っている国家

イラン=イスラーム共和国は、サウジアラビアと並んで伝統的なイスラーム法（シーア派ではあるが）を現代に適用している国家の代表格のようにイメージされがちであるが、少なくとも立法過程においては、議会制定法を通じてイスラーム法を実定化する仕組みを持っている。イランの場合は、議員の候補者の選定や、議会を通過した後の法律の事後審査に、高位のウラマーを関与させる制度を併せ持つことで、制定法のイスラーム法適合性を担保している。他の統治機構の管理においても、最高位のウラマーであるアーヤトッラー=オズマ（「大いなる、アッラーの徴」の意）の中から選ばれたマルジャエ=タクリード（「模倣の源泉」の意）が、三権の長（国会議長・大統領・最高裁長官）を超える、国家の最高指導者として、法執行のみならず国家の行為を監督する体制が採用されている¹⁹⁾。

スンナ派諸国においても、エジプト=アラブ共和国や、ヨルダン=ハシェミット王国、バハレーン王国、チュニジア共和国、モロッコ王国、パキスタン=イスラーム共和国、ブルネイ=ダルサラーム国においては、議会制定法を制定する際の基準として、憲法上、イスラーム法を立法の源泉とする旨の規定を置いており、議会での法制定後にムフティー（大法官と訳されるが、裁判官の長というよりは、国家直属のウラマーの長である。）らウラマーによる法律のチェックや、宗教裁判所の設置によって、議会制定法のイスラーム法適合性を担保しようとしている。これらの国においては、イランやパキスタンのような、社会の秩序の維持にイスラーム法が強力に適用されている場

18) 民主政治と一言にいても、近代民主主義に基づく政治体制を是とする立場から、ムハンマドの時代にムハンマドが周囲の者たちの意見をよく聴いたという故事になぞらえた元首の在り方を「イスラーム的民主主義」と呼ぶ立場もあり、一枚岩ではない。

19) 富田健次『アーヤトッラーたちのイラン』第三書館（1993）

イスラーム文明圏の諸国は、イスラーム法を憲法上どう位置付けているのか

合もあるが、エジプト、ヨルダン、チュニジア、モロッコのように、社会の世俗化の進行に合わせて、法規範をイスラーム法に求めたとしても、その執行を時代に合った形に整備する指向を持っている²⁰⁾場合もある。スーダン共和国やモルディヴ共和国、ガンビア共和国のように、制度上は議会制定法によりイスラーム法の実定化を図ることになっているものの、元首による独裁が強く、議会の立法機能が十分とは評価できない国も含まれる。また、イラク共和国、シリア=アラブ共和国、イエメン共和国、リビア国、ソマリア連邦共和国、アフガニスタン=イスラーム共和国においても、上記の各国同様、議会制定法を通して、イスラーム法の実定化を行うことになっているが、現状では、十分に国土の実効支配が可能な政権が樹立されておらず、やはり議会が十分な立法機能を果たしていないと考えられる。

D, 限定的な地方または法分野においてイスラーム法の適用を

認めている国家

インドネシア共和国は、人口の80%に及ぶ2億人を超えるムスリム人口を抱える世界最大のイスラーム国家とも呼ばれるが、憲法その他の国制においては、イスラーム法を国法の中核に据えるという制度を採用していない。広い海洋上に多くの島嶼を領土として有しており、それらの島々には、アニミズムやヒンドゥー教などの宗教文化が根付いた地域もあり、また、オランダ植民地期に導入されたキリスト教や、華僑の儒仏道教など、イスラームと同様に外来の宗教文化を保持している地域や集団も存在しており、憲法上は「多様性の中の統一」という国家イデオロギーを宣言することによって、むしろ数の上で圧倒的に優勢なイスラームから中立化するという政教関係を樹立している。その中で、司法制度は通常裁判所系統と宗教裁判所系統に分か

20) もっとも、それぞれの国においてイスラーム保守派や、原理主義に魅力を感じる若者の人口も少なくなく、民主化が世俗化と同じ方向を向いた西欧型の国家とは異なる問題もある。「アラブの春」においてはそれが各国で顕著であった。

れており、通常裁判所はオランダ法を継受した大陸法型の裁判を行う。宗教裁判所においては、ムスリム同士の家族紛争（婚姻・相続）や、イスラーム金融を巡る紛争など、イスラーム法の適用が有効な事例についてのみ、イスラーム法に基づいた裁判を行う仕組みを原則としている。例外的に、スマトラ島のアチェ州においてのみ、州法レベルでイスラーム法の実定化が認められており、アチェ州内においては上記C類型と同様の状況になっている²¹⁾。

国民の60%がムスリムであるマレーシア王国においては、インドネシアにおけるアチェ州のような状況が常態である。イスラーム法の実定化は、連邦法として定められるイスラーム刑法を除き、各州の専権事項となっており、スルタンが首長となっている州においては、スルタンがその実定化の権限を持つ。他の州（マラッカ、ペナン、サバ、サラワク）においては、議会が実定化の権限を行使する。通常の民刑事の裁判は、イギリス法を継受したコンロー裁判所が行う。イスラーム法に関わる刑事・民事・家族法や、喜捨やワクフなどイスラームの宗教的義務に関する紛争については、シャリーア裁判所が裁判する²²⁾。

この他に、ムスリムが多数派ではないが、特定の地域や一定のまとまった数で国内に居住している国は、インドネシアやマレーシアのように、イスラームに関わる事物的または俗人的管轄権を持つ裁判所の設置や、イスラーム法の俗人的な適用を行うところが多い。ロシア連邦共和国や中華人民共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、インド共和国、レバノン共和国、イスラエル国、エチオピア連邦民主共和国、ナイジェリア連邦共和国などがこれにあたる。

21) 安田信之『ASEAN法』日本評論社（2000）、萩野・畑中・畑編『アジア憲法集』（2004）

22) 同上

イスラーム文明圏の諸国は、イスラーム法を憲法上どう位置付けているのか

E, イスラーム文化圏だが、徹底した政教分離制を採用している国家

トルコ共和国は、フランス型の厳格な政教分離制度（ライクリッキ）を導入したことで有名である。1924年に宗教的権威として君臨していたカリフ、アブデュルメジト2世（先に廃位された最後のスルタン、メフメト6世の従弟）を追放し、制度的にも廃止した。次いで1928年には憲法改正によって、それまで形式的に共和国憲法典に残存していた国教規程を廃止し、イスラーム文化圏において初の政教分離を国是とする国家となった²³⁾。国民の大多数がムスリムであるトルコにおいて、100年近くこの体制を維持してきたことは、他のイスラーム文化圏諸国と比較しても特徴的である。立法、司法制度の面においても、イスラーム法を実定化するための立法や、通常裁判所組織と離れた宗教裁判所が設置されるという、イスラーム法の制度化の仕組みも見られない。但し、大多数の国民が信奉しているイスラームを行政的に管理するために、宗務庁とムフティー府を行政機関として設置しており、その機能は、国家法上の拘束力を持たない、ムスリム国民に対するイスラーム的意思決定に関わる宣言や事実の確認、モスクやワクフの管理、イスラーム法の宗教的規範の解釈などを行っている。

イスラーム文化圏の諸国において、トルコほど徹底した政教分離体制を敷いている国は珍しい。西アフリカのセネガル共和国は、人口の80%以上がムスリムである国家であり、文化的にもイスラームの影響が強い国家であるが、憲法上は国教規定を置いておらず、政教分離（ライシテ）を規定している。立法や司法にイスラーム法を関与させる仕組みも持たない²⁴⁾。

但し、トルコにおいてもセネガルにおいても、イスラーム法「起源」の制度が、世俗法として立法される場合がある。特に、モスク等の管理に関わる

23) 新井 政美『トルコ近現代史—イスラム国家から国民国家へ』みすず書房（2001）、
今井宏平『トルコ現代史』中央公論社（2017）

24) 坂井信三「西アフリカのムスリム社会における宗教性と世俗性」南山大学紀要『アカデミア』人文・自然科学編（16）,pp.49-68（2018）

ワクフ制度は、近代法的な財団法人や公益信託の制度に匹敵する制度として、「世俗的な」立法過程の下に法律が制定されており、そこに幾許かのイスラーム法の影響を見出すことも可能であろう。

5、まとめにかえて ～イスラーム法と憲法の関係性について

第4章に示した、A～Eの類型を、イスラーム法と憲法との、国内法秩序の内部における規範としての上下関係として整理すると、次のようなことが言える。A類型は、イスラーム法上位型の憲法体制である。B類型は、形式的には憲法上位型だが、元首の振る舞いによって、容易にイスラーム法上位型にも運用できる体制である。C類型は、憲法上位型と言い得る。但し、議会と元首の政治的な力関係によってはB類型と同様の問題が起こり得る。D類型も憲法上位型と制度上は言い得るが、学説法の色彩の強いイスラーム法は、国民の多数派がムスリムであるとすると、実質的にイスラーム法上位型と同様の社会的環境が発生しうる。一方で、ムスリムが少数派の国家においては、大きな国法秩序の中における特別法として、憲法上位の制度の下にイスラーム法が組み込まれる形になる。E類型は、憲法上位型というよりも、イスラーム法を国法秩序から除外した体制、すなわち実質的な政教分離体制ということができる。

ここまでの考察で、取り上げることができた各国における、イスラーム法の憲法上の取り扱いが、形式上どのように定められているか、明らかにすることができたが、第4章において列挙したすべての国家につき、精査できたわけではない。この類型を一つの補助線として、すべてのイスラーム文化圏の国家におけるイスラーム法の憲法上の位置づけを明らかにすることは、残された課題である。

また、イスラーム法学の側から、どのような政府をイスラームに叶ったものとみなすか、現代において、各国のイスラーム法学がどのような考え方を持っており、また、各国の立法や司法にその考え方がどのような影響を与え

イスラーム文明圏の諸国は、イスラーム法を憲法上どう位置付けているのか、いないのかについても、本稿の研究テーマの逆照射という観点からは興味深く、これも残された課題であると言えよう。今回試論的に提示したA～Eの5類型と、それらの国で主流となっているマズハブ（法学派）との間に相関関係があるか否かも、同じ観点からの検討を要する課題である。

更に、イスラーム文化圏の国家は、君主制、共和制を問わず、古典的な比較憲法理論²⁵⁾にいう、外見的立憲主義国家が多いことは容易に予想される。一方で、アラブの春以降の民主化プロセスの成否によって、立憲主義の実質化の度合いに変化が見られた国もあり、そのような観点から、A～Eの5類型を要素とした、イスラーム法と立憲制の共存深度についての指標を検討することも興味深い課題である。例えば、自律的な立法権や司法権が機能しているか否か、という現状分析と併せて、イスラーム法と憲法の振る舞いを明らかにする必要がある。また、国家権力とは別個に、地域的、地縁的、家族的な社会的紐帯の中で、イスラーム法の名の下に暴力や抑圧が行われるという現実が報告されることが少なくない。イスラーム法の学説法としての在り方が、立法や司法といった高度に組織化された権力とは別個に、そのような部分的な社会において小権力として立ち現れる様を、憲法学的視点からどのように捕捉するかも、考えなければならない課題であろう。

25) カール・レーヴェンシュタイン、佐藤・平松訳『比較憲法論序説』(1972)、L.ウルフ=フィリップス、清水・渡辺訳『比較憲法論』早稲田大学出版部 (1976)